

八代地域市町村 合併協議会だより

発行者：八代地域市町村合併協議会会長 中島隆利
編集：八代地域市町村合併協議会事務局

平成15年11月15日 第15号

八代地域市町村の人口

男 72,873人 (-35人)
女 82,194人 (-86人)
合計 155,067人 (-121人)
世帯数 53,564戸 (-14戸)
平成15年8月末の住民基本台帳(概算値)
()は前月比

生姜で夢を形に

～東陽村加工グループ協議会～

■会のプロフィール■

平成4年、東陽村特産品開発協議会から独立し、1年をとおして味噌漬け生姜、麦味噌、しそ漬け生姜など様々な加工品が作られ、生姜に付加価値をつけることに成功されました。県内各地で行われているイベントへも参加し、販売ルートが広がられていて、村の「菜摘館」という産物直売施設では、1年をとおして生姜の加工品を購入する事が出来ます。平成13年には、八代地方とまと&もち米料理加工品コンクールで金賞、銀賞を受賞するなど加工グループの活動は活発です。会長の前田さん(写真前列中央)は、生姜を使った料理で「くまもとふるさと食の名人」にも認定されています。

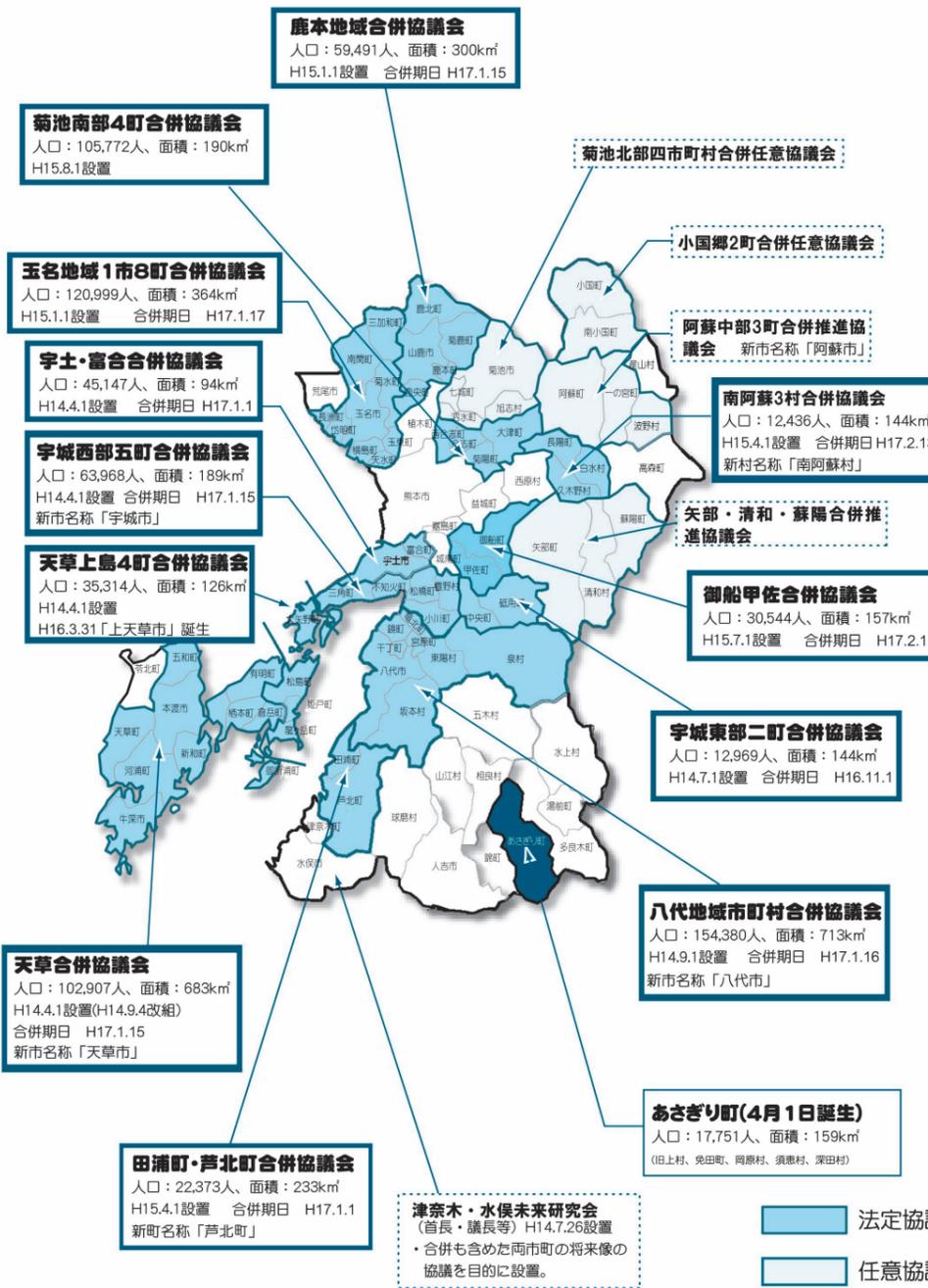


★八代地域市町村合併に関するコメント★

特産品加工グループが発足して早や15年、東陽村に嫁ぎ、生姜と出会いました。生姜によって生計をたて生姜によって喜びを感じています。生姜は村の宝です。宝のある村に嫁ぎ日々感謝しています。今回の合併についても、この宝を生かし今までの平穏な暮らしが出来ることを願っています。しかし合併は目先の問題ではありません。これから先の子供、若い人達の事を良く考慮して大きな目で進めてもらいたいと思っています。

熊本県内の市町村合併に向けた動き

H15.10.23現在



●合併に関する問い合わせは

八代地域市町村合併協議会事務局
〒866-8555
熊本県八代市西片町1660番地(八代総合庁舎内)
TEL 0965-33-3111(代表)、0965-33-3328(直通)
FAX 0965-35-0308
Eメール yatusiro.gappei@abelia.ocn.ne.jp
URL http://www.8shiro8.net

八代市市町村合併推進室	TEL
坂本村 総務課	0965-45-2211
千丁町 総務課	0965-46-1101
鏡町 総務課	0965-52-1111
竜北町 総務課	0965-52-7111
宮原町 総務課	0965-62-2311
東陽村 総務課	0965-65-2111
泉村 総務課	0965-67-2111

●第15回合併協議会●

開催は未定となっております

エフエムやつしろ
かっばFM76.5MHz
協議会だより放送中
毎週火曜日 午前9時30分より
再放送 午後0時50分頃

★いつでも!どこでも!
『合併出前講座』★

●大人数でも少人数でも、昼でも夜でも要請があれば出かけて参ります。テーマも「なぜ市町村合併が必要なのか?」などの基本的なことから、「合併で税金やサービスはどうなるの?」といった具体的な話まで、ご要望にお応えいたします。各種団体・グループ・職場・学校などで、一度合併の話聞いてみたいということであれば、合併協議会事務局までご相談下さい。

八代地域市町村合併のこれまでの経緯

- 平成12年3月**
熊本県が「市町村合併推進要綱」を公表し、合併論議の「たたき台」となる合併パターンを提案。Aパターン（郡境を越えない範囲）「八代・坂本・千丁」「鏡・竜北・宮原・東陽・泉」 Bパターン（郡境を越える範囲）「八代・坂本・千丁・芦北郡田浦町」
- 平成12年7月**
総務課長レベルによる勉強会スタート
- 平成13年4月**
「市町村長懇話会」を設置し、首長レベルで意見交換が始まる
- 平成13年12月**
首長に議会議長を加えて、任意協議会「八代地域市町村合併検討協議会」が発足
- 平成14年1月**
任意協議会で宮原町長が「宮原・東陽・泉」の枠組みを提案
- 平成14年2月**
「郡市一体」の枠組みを全会一致で確認し、7/1法定協議会設置を申し合わせ
- 平成14年6月**
議会で7市町村は協議会設置議案を可決したが、宮原町議会の否決により7/1協議会発足が白紙に戻る
- 平成14年7月**
任意協議会で竜北町長が「鏡・竜北・宮原3町」の枠組みを提案。この提案を含め、枠組みを協議した結果、「郡市一体」の枠組みで再び一致
- 平成14年8月**
各市町村で臨時議会が開かれ、9/1法定協議会設置を議決
- 平成14年9月1日**
法定協議会「八代地域市町村合併協議会」が設置され、月1回のペースで協議会を開催
- 平成14年10月**
第2回協議会で「48項目の合併協定項目」を確認
- 平成14年11月**
第3回協議会で「新設(対等)合併方式」を確認
鏡町の住民から「鏡・竜北・宮原3町合併協議会」の設置を求める住民発議が出される
- 平成14年12月**
第4回協議会で「合併期日平成17年1月16日」を確認
- 平成15年1月**
第5回協議会で「電算システムの取扱い」を確認
新市建設計画策定に向けた住民参加の地域ワーキング会議が始まる
- 平成15年2月**
新市の名称を募集 4,809件の応募がある
- 平成15年3月**
新市建設計画策定に向けた「地域自慢発表大会」と「地域めぐりバスツアー」を実施
鏡町の住民発議による「鏡・竜北・宮原3町合併協議会」の設置議案が議会で提案され、竜北町と宮原町の議会は可決したが、住民発議が出された地元の鏡町議会が否決
これを受け、住民代表は「住民投票」を求める住民発議を開始
- 平成15年4月**
第8回協議会で「新市の事務所の位置は当分の間現在の八代市役所」とすることを確認
- 平成15年7月**
第11回協議会で新市名称「八代市」を確認
27日に鏡町で「鏡・竜北・宮原3町合併協議会」設置の是非を問う住民投票が実施され、反対多数により設置されず
- 平成15年8月**
第12回協議会で竜北町と宮原町の町長と議長が改めて「郡市一体」の合併推進を明言
議会議員の定数及び任期は「42人の定数特例とし選挙区は設置しない」ことを確認
21日に竜北町議会特別委員会が開催され、現在協議中の「財産債務の取扱い」について、債務についても何らかの基準を設けるべきであるとの要望書を決議し、22日に竜北町議会特別委員会委員長が中島協議会会長に要望書を提出
- 平成15年9月**
第13回協議会で「財産債務の取扱い」をめぐり、竜北町の委員一人が退席
10日竜北町議会特別委員会が開催され、合併協議会から離脱することを決議し、町長に離脱要望書を提出
19日宮原町議会特別委員会が開催され、合併協議会から離脱することを決議し、町長に口頭で離脱を要望
- 平成15年10月**
14日に予定されていた第14回協議会を28日に延期
20日に竜北町と宮原町で臨時議会が開かれ、町長から提案された合併協議会からの離脱案を賛成多数でそれぞれ可決
21日に竜北町と宮原町の住民から、合併の枠組みを問う住民投票条例の制定を求める住民発議がそれぞれの町長に対して出される
28日の第14回合併協議会において、竜北町長と宮原町長が合併協議会からの離脱を表明

第14回合併協議会

10月28日(火) 熊本県八代総合庁舎



▲第14回合併協議会で挨拶される中島会長

中島会長挨拶

開会にあたり中島会長から「今回の決議は地方自治法に基づく協議会からの離脱手続きではありませんので、現時点では八代地域市町村合併協議会は法的には存続しておりますが、九月に決議された議会特別委員会決議と違い、今回は町長が提案された議案を議会が可決されましたので、町としての方針が決定されたということでは大変重い離脱決議であります。ただ、今回の離脱の動きを受けて、協議会会長として、何とか『郡市一体』の枠組みに留まっていただけのように働きかけもしましたし、八代市の経済団体や協議会学識委員からも、『郡市一体』の枠組み維持の要望書や意見書が出されたなかでの離脱決議で

あり、大変残念な思いであります。

八代地域は、平成十三年四月の市町村長懇話会設置で実質的な合併協議がスタートしましたが、当初から『郡市一体』を望む声が強く、様々な紆余曲折がありながらも、これまで『郡市一体』をなんとか維持してきただけに大変残念な結果であります。ただ、八代地域全体の発展のため、さらには三十年先、五十年先の孫・子の代の幸せを考えますと、市町村合併による財政の基盤強化や行政改革の推進、そして合併を契機とした新しいまちづくりが必要であるという認識は、竜北・宮原2町の方々を含め皆さんの共通認識ではないでしょうか。本日は、この後、竜北町長と宮原町長からご報告をいただきますが、その

竜北町長表明

中島会長の挨拶に続き、竜北町の浜田町長から「九月十日に議会特別委員会から協議会離脱を町長に要望され対応に苦慮したが、町民の意向を聞き判断することにして、四日間にはわたり地区座談会を開き、意見を聞くとともにアンケートを実施したところ、離脱の意見が6割という大勢を占めた。さらに各種団体の意向も大方が離脱すべきということであった。これらの結果を踏まえ、苦渋の選択の結果、十月二十日臨時議会に離

竜北町・宮原町の2町が協議会からの離脱を表明

離脱表明した両町は2町合併を推進

残り6市町村は新たな枠組みを検討

報告を受けた後で、委員の皆様からご意見をいただき、八代地域の今後の方向性について協議して参りたいと思います」との挨拶がありました。

番号	合併協定項目	提案	確認	調整確認内容
				(5) 消防防災設備(ポンプ積載車等)及び施設(防火水槽等)の整備については、新市において新たに策定する消防防災整備計画に基づき、全額新市の負担により導入を行う。 なお、消防防災施設のうちポンプ格納庫及び詰所については、基準額を定め、超過する額については受益地域の負担とする。
26	消防防災関係の取扱い			調整中
27	国民健康保険事業の取扱い			調整中
28	各種福祉制度の取扱い			調整中
29	介護保険事業の取扱い	第12回	第13回	介護保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。 (1) 第1号被保険者の保険料については、5段階方式で設定し、平成16年度(合併期日後の期間)と平成17年度は不均一賦課方式を採用し、第3期保険料改定と合わせて平成18年度から統一する。 (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期は、平成17年度から12期とする。
30	社会福祉協議会の取扱い	第7回	第7回	社会福祉協議会の取扱いについては、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けて調整する。 (1) 社会福祉協議会に対する補助については、新市においても引き続き補助を行うが、補助事業の内容、補助額等については合併までに調整する。 (2) 社会福祉協議会に委託する事業については、新市においても引き続き事業を委託するが、委託する事業の内容、委託料等については合併までに調整する。 (3) 社会福祉協議会に管理運営を委託する施設については、合併までに調整する。
31	人権啓発に関する取扱い			調整中
32	上水道(簡易水道)事業の取扱い			調整中
33	下水道事業の取扱い			調整中
34	市町村立学校の通学区域の取扱い	第8回	第10回	1 八代地域市町村立小中学校の通学区域については、現行を基本として新市に引き継ぐものとし、新市の教育委員会において検討を行うものとする。 2 スクールバス運行区域及び運行内容については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 3 遠距離通学児童生徒に対する通学補助については、次のとおりとする。 (1) 補助対象者は、八代第八中学校、坂本中学校及び東陽中学校に通学する生徒のうち、通学距離が片道6km以上の者の保護者とする。ただし、現行制度で補助の対象となる地区については、当分の間補助の対象とする。 (2) 補助の額は、路線バス及び鉄道等公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対しては、当該通学に要する費用とし、自転車を利用して通学する生徒の保護者に対しては、当該通学用に供する自転車の購入に要する費用とする。ただし、一人1台、25,000円を限度とする。 (3) 泉村で実施されている休・廃校区児童の就学費補助については、当分の間現行どおり実施する。

八代地域市町村合併協議会協定項目調整状況

平成15年10月28日現在

番号	合併協定項目	提案	確認	調整確認内容
1	合併の方式	第2回	第3回	合併の方式は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町同郡竜北町、同郡宮原町、同郡東陽村、同郡泉村を廃止し、その区域をもって新市を設置する新設(対等)合併とする。
2	合併の期日	第2回	第4回	合併の期日は、平成17年1月16日とする。
3	新市の名称	第9回	第11回	新市の名称は「八代市」とする。
4	新市の事務所の位置	第8回	第8回	(1) 新市の事務所の位置は、当分の間、八代市松江城町1番25号(現八代市役所)とする。 (2) 庁舎の方式は、現八代市役所を本庁とする本庁方式とし、現在の坂本村、千丁町、鏡町、竜北町、宮原町、東陽村及び泉村の役場の位置に支所を置くものとする。なお、支所の名称や組織機構については、合併までに調整する。 (3) 新庁舎の建設については、新市において検討する。 なお、その建設候補地の選定に当たっては、現在の八代市役所・千丁町役場・八代インターチェンジの3箇所を頂点とする三角形のエリアを目安として新市において検討する。(付帯意見あり)
5	財産及び債務の取扱い	第8回(一部)		提案中 (1) 公有財産については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 物品については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 基金は、平成14年度標準財政規模の20%以上を総額で持ち寄る。また、土地開発基金については、同様な算出により3%以上を持ち寄る。 (4) 債務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
6	新市建設計画について	第2回(一部)	第2回(一部)	一部確認 新市のまちづくりの基礎となる建設計画策定の基本方針を確認。その基本方針に基づき、現在は、住民参加による地域ワーキング会議などを通じて、地域バランスへの配慮と健全な財政運営の確保を目指して具体的な計画を策定中。
7	議会議員の定数及び任期の取扱い	第5回	第12回	新市における議会議員の定数及び任期の取扱いについては、「市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項(議会の議員の定数に関する特例)」を適用し、公職選挙法第33条第3項に基づき市町村の合併後50日以内に行われる設置選挙に限り、議員の定数を42人とする。
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			調整中
9	一般職の職員の身分の取扱い			調整中
10	地方税の取扱い			調整中
11	地域審議会の設置について	第4回(一部)	第5回(一部)	一部確認 「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4」に基づく地域審議会については、新市において設置する。 なお、設置する地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、今後の新市建設計画策定、議会議員の任期及び定数の取扱い、新市における本庁・支所の機能等の協議を踏まえて決めていくものとし、調整中。

番号	合併協定項目	提案	確認	調整確認内容
35	学校教育関係事業の取扱い	第13回		1 公立幼稚園の運営は、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市における学校給食の運営及び学校給食会については、当面、現行どおりとする。 3 育英奨学金の取扱いについては以下のとおりとする。 (1) 育英奨学金については、貸付制度として合併までに新たな制度を設ける。なお、合併の前日までに貸付・給付の決定を受けた者については、現行制度を保障する。 (2) 返済期間を過ぎた未償還金(滞納金)については、合併までに整理するよう努める。 (3) 八代市の基金(宇野奨学金)については、寄付者の意向を踏まえ合併までに調整する。 (4) 育英奨学金貸付審議会(選考委員会)については、八代市の例を参考に新たに設置する。
36	社会教育関係事業の取扱い			調整中
37	納税関係の取扱い			調整中
38	友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い	第9回	第10回	(1) 友好姉妹都市事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、相手の意思を確認し、調整していく。 (2) 広西壮族自治区北海市との国際交流事業については継続し合併後改めて調印を行う。海外研修事業及び国際化事業については、新市において調整する。
39	環境保全対策事業の取扱い			調整中
40	保健衛生の取扱い			調整中
41	ごみ収集運搬業務の取扱い			調整中
42	病院・診療所運営の取扱い			調整中
43	農林産業関係事業の取扱い	第1回(一部)	第13回	一部確認 (1) 地籍調査事業については、現行の事業計画のまま、新市において引き続き実施する。 その他調整中
44	商工・観光関係事業の取扱い			調整中
45	建設関係事業の取扱い			調整中
46	若者定住促進対策の取扱い	第13回		若者定住促進対策の取扱いは、総合的な観点から調整を行い、新市において統一して実施する。 (1) 定住促進事業の取扱いについては、公共的、必要性・有効性・公平性の観点から見直し、新市において、制度化を図るものとする。 (2) 現在の住宅開発事業については、新市に引き継ぐものとする。新たな宅地開発については、新市において、速やかに住宅マスタープラン等に位置づけるものとする。
47	第三セクター等の取扱い	第12回	第13回	1 第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぐ。 2 土地開発公社については、次の手順により合併までに統合する。 (1) 鏡町土地開発公社については、所有する土地を八代市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。 (2) 八代市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させる。
48	その他の事業の取扱い			調整中

▲離脱を表明される竜北町の浜田町長(写真左)と宮原町の平岡町長



▲調停状況の模様



▲調停状況の模様

調停は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡竜北町、同郡宮原町、同郡東陽村、同郡泉村の代表者による協議が行われており、協議は順調に進んでいると見られる。協議は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡竜北町、同郡宮原町、同郡東陽村、同郡泉村の代表者による協議が行われており、協議は順調に進んでいると見られる。

▲調停状況の模様

調停は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡竜北町、同郡宮原町、同郡東陽村、同郡泉村の代表者による協議が行われており、協議は順調に進んでいると見られる。協議は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡竜北町、同郡宮原町、同郡東陽村、同郡泉村の代表者による協議が行われており、協議は順調に進んでいると見られる。

番号	合併協定項目	提案	確認	調整確認内容
12	特別職等の身分の取扱い	第11回	第12回	<p>1 特別職等の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長等の常勤の特別職及び議会、行政委員会などの非常勤の特別職の身分の取扱いについては、法令に特別の定めのある場合は、その規定の適用による。</p> <p>なお、規定のない場合は、市町村長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>(2) 法令に基づき設置された審議会・委員会等の附属機関については、新市の委員等の構成、定数、任期等必要な見直しを行い、統合したうえで引き続き設置するものとする。</p> <p>(3) 条例、規則等を根拠としてすべての市町村に設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、同様な見直しを行ったうえで統合し、その他のものについては、統廃合等の必要な見直しを行いながら合併時まで調整するものとする。</p> <p>2 特別職等の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整するものとする。</p>
13	行政区・行政連絡機構の取扱い			調整中
14	町・字の区域及び名称の取扱い	第6回	第6回	<p>(1) 8市町村の町・字の区域については従前のおりとする。</p> <p>(2) 名称の表示は大字の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前において現市町村で調整する。</p> <p>(3) 新市の住所の表示は、番地と数値の間の「の」を表記しないこととする。</p> <p>なお、実施時期は合併の際の新市名称変更時に行う。</p>
15	広報広聴関係事業の取扱い	第9回	第10回	<p>広報広聴事業については、行政情報を積極的に発信していくと共に、合併後拡大する行政区域に住民の声を反映させるシステムを充実させ、新しいまちづくりへの意見や不安に対応できる体制を整えるために、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>1 広報誌関係については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 広報誌は、月2回発行し、発行日は1日及び15日とする。</p> <p>(2) 配布方法は、現行のおり自治会等を通じて行うものとする。</p> <p>(3) 市外への配布については、新市を広くアピールする観点から、積極的に情報提供に努める。</p> <p>2 広聴に関すること</p> <p>市長への手紙・メールの受付は継続するものとする。座談会等については、新市において調整し、住民の意見を聴取しながら市政に反映できるように努める。</p> <p>3 その他広報に関することについては、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) ホームページについては、新市において新たに開設する。</p> <p>(2) マスコミによる情報発信については、新市においても積極的に活用して行政情報を提供することとする。</p> <p>(3) その他の広報業務については、新市においても引き続き、自治会等や防災行政無線を活用し、行政情報の提供に努めることとする。</p>
16	情報公開及び個人情報保護の取扱い	第11回	第12回	<p>1 市政に関する市民の知る権利を尊重し、市政の諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるようにすることが重要である。</p> <p>新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を推進するとともに、開かれた市政の推進に資するものとする。</p> <p>(1) 実施機関の管理する公文書の開示請求については、請求権者の限定を行わないものとする。</p> <p>(2) 開示請求の対象となる公文書については、合併前の市町村が定めた条例による適用範囲とするものとするが、適用日前の情報公開については、努力条項を設けるものとする。</p>

番号	合併協定項目	提案	確認	調整確認内容
				2 個人情報保護の取扱いについては、個人情報に関する実施機関、事業者及び市民の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるものとする。
17	電算システムの取扱い	第5回	第5回	<p>住民サービスの低下を招かないように、合併時に電算システムを統一するとともに、公共施設を結んだネットワークを構築する。</p> <p>(1) 電算システムの統合にあたっては、「電算業務統合における基本方針」に基づき整備するものとする。</p> <p>(2) 地域イントラネット基盤施設整備事業を活用し、光ファイバーによるネットワークを構築する。</p>
18	条例、規則等の取扱い	第5回	第5回	<p>(1) 8市町村が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一するものとする。</p> <p>(3) 前記のほか、条例、規則等の制定にあたっては、「八代地域市町村合併に伴う条例等の整備方針」に基づき、整備するものとする。</p>
19	事務機構及び組織の取扱い			調整中
20	一部事務組合等の取扱い			調整中
21	公共的団体等の取扱い			調整中
22	使用料、手数料等の取扱い			調整中
23	各種団体への補助金、交付金等の取扱い			調整中
24	新市の慣行の取扱い	第7回	第7回	<p>新市の慣行の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 新市の市章については、合併時に定める。</p> <p>(2) 新市の花・木・鳥については、新市において定める。</p> <p>(3) 新市の歌については、新市において定める。ただし、現在の市歌及び市町村音頭等については、愛唱歌として伝承していくものとする。</p> <p>(4) 新市の市民憲章については、新市において調整する。</p> <p>(5) 新市の名誉市民制度については、新市において定める。ただし、現在の名誉市町村民は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 新市の各種宣言については、新市において宣言する。</p> <p>(7) 新市のキャラクター及びシンボルマークについては、新市において調整する。ただし現在のものについては、当分の間、継承していくものとする。</p>
25	消防団の取扱い	第6回	第6回	<p>8市町村の消防団は、合併時に統合する。</p> <p>(1) 8市町村の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐ。また、消防団の組織については平成17年4月1日に再編成するものとする。</p> <p>(2) 年間行事については、新市において調整する。</p> <p>(3) 平成17年度からの消防団員報酬については、団長・副団長は竜北町の例、指導員は85,000円、分団長は鏡町分団長の例、副分団長・部長は鏡町の例、班長は東陽村の例、団員は鏡町及び坂本村の例とする。また、費用弁償の額は、合併までに調整する。</p> <p>(4) 現有のポンプ及び積載車並びに消防機材等については、すべて新市に引き継ぐ。</p>